

令和5年度 山形県肝炎医療コーディネーター養成講習会のお知らせ

山形大学医学部附属病院肝疾患相談室長

芳賀 弘明

山形県健康福祉部健康福祉企画課長

高梨 和永

肝炎を取り巻く診断と治療はここ数年で大きく進歩し、特にC型肝炎は治癒する時代となりました。山形県では、「受検」「受診」「受療」と「フォローアップ」が促進されるよう、平成29年度より、肝炎に関する知識を有する肝炎医療コーディネーターの育成を進めております。また、平成31年3月に策定した「山形県肝炎対策指針（第2期）」では、肝炎医療コーディネーターを養成し、患者やご家族等に対するフォローアップの充実に取り組むこととしています。本年度も、肝炎医療コーディネーターの養成に向けた講習会を開催しますので、積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

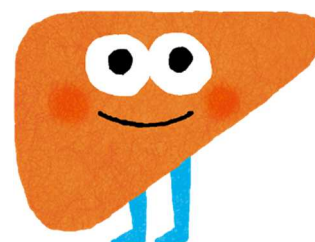
日 時：令和5年10月21日（土）13：00-17：30（12：30 受付開始）

場 所：山形テルサ 大会議室（〒990-0828 山形市双葉町1-2-3）

対象者：次のいずれかに該当する方

- ・ 県内の医療機関、検診機関又は薬局に所属し、肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する方（医師、看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、事務職員等）
- ・ 県又は県内の市町村の職員で肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する方（保健師等）

【申込方法】 別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。



令和5年度 山形県肝炎医療コーディネーター養成講習会 プログラム

第1部 13:00-13:50

- ① 肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え (10分)
山形大学医学部第2内科 勝見智大
- ② 山形県の肝炎対策 (40分)
山形県健康福祉部健康福祉企画課 尾形翔平

第2部 13:50-16:50

- ③ 肝疾患の基本的な知識
- 1) 肝疾患の検査とその意味、肝炎の感染経路と感染予防 13:50-14:20 (30分)
山形県立新庄病院 奥本和夫
- 2) B型肝炎、C型肝炎 の診断と治療 14:20-15:00 (40分)
山形県立中央病院 鈴木克典
- 休憩 10分
- 3) NASH、自己免疫性肝疾患の診断と治療 15:10-15:50 (40分)
山形市立病院済生館 西瀬雄子
- 4) 肝硬変、肝がんの診断と治療 15:50-16:30 (40分)
日本海総合病院 鈴木義広
- ④ 地域の肝疾患診療連携体制 16:30-16:40 (10分)
山形大学医学部第2内科 芳賀弘明
- ⑤ 肝疾患相談室の仕事と役割、肝臓病教室の実際 16:40-16:50 (10分)
山形大学医学部肝疾患相談室 今野亜希湖

休憩 10分

第3部 17:00-17:30

- 17:00-17:20 テスト
- 17:30 終了

※ 第1部-第3部を受講し認定テストに合格した方へ、後日認定証とバッヂを送付します。

【本件へのお問合せ】

山形大学医学部第二内科 医局 佐藤
電話：023-628-5309、FAX：023-628-5311

山形県健康福祉部健康福祉企画課 尾形
電話：023-630-2315、FAX：023-625-4294

山形県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者及び肝炎患者の受診並びに継続的な受療を促進するなど、山形県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者（以下「肝炎患者等」という。）の早期発見を図るとともに、肝炎患者が適切な医療を受けられるように、行政機関や職域の関係者などとの連携の窓口となり、行政機関や医療機関によるフォローアップや支援が円滑に行われるよう活動することを役割とする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言を行うこと
- (2) 肝炎患者等を支援するための制度の周知や窓口の案内を行うこと
- (3) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び検査陽性者への受診勧奨を行うこと
- (4) (1) から (3) までのほか、目的の達成に必要な活動

(認定)

第4条 県は、次に掲げる者のうち、養成講習会を受講し、習熟度に関する試験に合格したものをコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 県内の医療機関、検診機関又は薬局に所属し、肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者（医師、看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、事務職員等）
- (2) 県又は県内の市町村の職員で肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者（保健師等）

2 コーディネーターの認定期間は5年とし、継続講習を受講した者について認定を5年更新するものとする。

(登録等)

第5条 県は、前条の規定によるコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第1号）を交付し、登録名簿に登録を行うものとする。

2 県は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。

- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 本人から認定取消の申し出があったとき
- (3) 認定を更新しないとき

(変更又は訂正)

第6条 認定証の交付を受けた者は、所属機関等に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第2号)により、知事に届け出るものとする。

(再交付)

第7条 認定証の交付を受けた者が下記により再交付の必要が生じたときは、再交付申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

- (1) 紛失したとき
- (2) き損したとき
- (3) その他やむを得ない理由により再交付の必要が生じたとき

2 再交付を受けた者が、紛失した認定証を発見したときは、この認定証を知事に返却するものとする。

(技能向上及び活動支援)

第8条 県は、コーディネーター養成講習会及び継続講習の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は、コーディネーターの所属機関一覧を県ホームページ等へ掲載し、周知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター養成について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 平成29年度から令和2年度までにコーディネーターに認定された者については、改正前の要綱第4条第2項の規定にかかわらず、認定期間を5年として取り扱う。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。